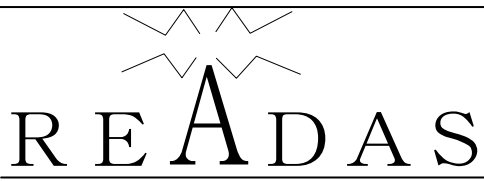


第 4622 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 11月 30日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 広告宣伝用資産の贈与を受けた場合

Q：私は個人事業者ですが、メーカーから
広告宣伝用の資産をもらうことになりました。
どのような取扱いになるのでしょうか？

A：次のようになっています。

【解説】

所得税では、販売業者等が製造業者等から次に掲げるような広告宣伝用の資産（広告宣伝用の看板、ネオンサイン、どん帳のように専ら広告宣伝の用に供されるものを除く）を無償又はその資産の価額に満たない対価により取得した場合には、その経済的利益の額は、その資産の価額（製造業者等が自己の用に供しないで贈与又は譲渡した資産については、その製造業者等の取得価額）の3分の2に相当する金額から販売業者等がその取得のために支出した金額を控除した金額とし、当該金額（同一の製造業者等から2以上の資産を取得したときは、当該金額の合計額）が30万円以下であるときは、経済的利益の額はなしものとする事となっています。

- ①自動車（自動三輪車及び自動二輪車を含む）で車体の大部分に一定の色彩を塗装して製造業者等の製品名又は社名を表示し、その広告宣伝を目的としていることが明らかなもの
- ②陳列棚、陳列ケース、冷蔵庫又は容器で製造業者等の製品名又は社名の広告宣伝を目的としていることが明らかなもの
- ③展示用モデルハウスのように製造業者等の製品の見本であることが明らかなもの

